

健康保険資格確認書回収不能届

【手続概要】

事業主は、資格確認書の添付を必要とする届書の提出時に資格確認書を添付できない場合、この届書を添付しなければなりません。

【添付書類】

不要

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

資格確認書の添付が必要となった届書（被保険者資格喪失届、被扶養者異動届等）と一緒にご提出ください。なお、電子申請により届出する場合は、スキャニングしたデータを電子添付してください。

※電子添付する場合のデータ形式はＪＰＥＧ（拡張子：jpg）またはＰＤＦ（拡張子：pdf）とし、ファイル名に「資格確認書回収不能届」や「資格確認書」「回収不能」等の単語を入れてください。

※スキャニングしたデータにより提出した資格確認書回収不能届の原本については、事業主において届出後２年間保存してください。